

皆さんの地域活動を応援します！

「補助金公募制度」と「地域活動スタートアップ助成事業」の募集を行います



◀補助金公募制度
地域活動
スタートアップ助成事業▶



協働推進課 ☎ 0465-85-5004

協働のまちづくりを推進するため、「補助金公募制度」と「地域活動スタートアップ助成事業」（2027年度交付）の募集を行います。設立間もない団体でも応募しやすい内容になっていますので、積極的にご活用ください。

	補助金公募制度	地域スタートアップ助成事業
対象事業	教育、福祉、文化、芸術、産業、地域コミュニティなどの分野において行政サービスを補完し、町民の福祉に寄与する事業	
募集期間	8月3日（月）～9月4日（金）	
受付窓口	事業を所管する町担当課	協働推進課
対象団体	・町内で1年以上の活動実績がある ・5人以上の団体	・設立から2年未満 ・活動実績のある3人以上の町民で構成される ・自主的・自立的に取り組もうとする団体
	※営利事業、政治的または宗教的活動等を目的としない団体	
対象経費	講師謝礼、事務用品、印刷製本費、会場使用料、備品購入費など ※団体の維持運営に係る経費（人件費、食糧費、設備工事費など）は対象外	
提出書類	①交付申請書 ②団体調書 ③2027（令和9）年度事業計画書（案） ④2027（令和9）年度収支予算書（案） ⑤2026（令和8）年度収支予算見込書	①交付申請書 ②団体調書 ③2027（令和9）年度事業計画書（案） ④2027（令和9）年度収支予算書（案）
交付対象にならない条件	①事業での繰越金の割合が収入総額の30%以上 ②3万円未満の補助を希望する場合 ③他の補助を受けている場合、代替支援（施設使用料の減免など）を受けている場合	他の補助を受けている場合、代替支援（施設使用料の減免など）を受けている場合
交付期間	最長5年間	原則として2年間
助成額	上限なし	1団体10万円まで
申請の流れ	申請	提出書類を担当課に提出してください。 ※様式は事業担当課または町ホームページから入手できます。
	審査	補助金等交付審査委員会での書類審査およびプレゼンテーションによる審査結果を踏まえ、補助金の交付・不交付を決定します。
	請求	2027年4月1日以降に交付決定通知書の写しを添えて請求してください。
	報告	事業終了後に実績報告書、収支決算書を提出してください。

2026年度は、地域活動スタートアップ助成事業として「休耕田を活用した農業体験事業」「荒廃竹林を活用した自然体験」の2団体に対して交付しました！